

以下の問題を読んで、その内容が正しければ、解答用紙の問題番号の左欄に を、間違いであれば、右欄に を記入しなさい。

- 第1問 一般包括輸出許可で輸出できる規制対象貨物は、輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第1の中欄に掲げられているすべての規制対象貨物ではない。また、一般包括輸出許可で輸出できる仕向地は、規制対象貨物の種類ごとに定められている。
- 第2問 企業における輸出管理社内規程（コンプライアンス・プログラム）の作成は、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）で義務付けられているものではないが、輸出管理社内規程を整備し、輸出管理を適切に実行することにより、企業経営のリスクの軽減と企業の社会的責任を果たすことができる。
- 第3問 一般包括輸出許可を使用して、一般包括輸出許可の適用可能なリスト規制該当貨物をカナダに輸出する場合は、用途や需要者の確認は不要である。
- 第4問 国内販売は、外為法に基づく輸出規制の対象外なので、リスク管理の観点からも全く問題なく社内の輸出管理の対象にならない。
- 第5問 マカオにある農産物の輸入商社から、遠心分離器のローターに使うアルミニウム管の注文があった。リスト規制に該当する仕様のものではないので、直ちに輸出してよい。
- 第6問 輸出許可又は役務取引許可の申請は、株式会社の場合、代表取締役社長以外の者に委任したり、代理人に依頼することは認められていない。
- 第7問 日本は、武器の輸出については特に厳しく規制している。これは日米安全保障条約に基づくものである。
- 第8問 生物・化学兵器そのものについても、オーストラリアグループ（AG）に基づいて輸出規制が行われている。
- 第9問 輸出規制のレジームのうち、ワッセナー・アレンジメント（WA）とオーストラリアグループ（AG）は、国連の下部組織の一つである。
- 第10問 肥料製造プラント設備（弁、ポンプ、蒸留塔、大型コンピュータ等から構成されている。）を海外に輸出する場合、肥料製造プラントという名称は、輸出令別表第1に掲げられていないので、輸出管理の対象外である。

- 第11問 輸出令別表第1の2の項から15の項までの貨物は、輸出令別表第4の2の地域（ホワイト国）と言われるアメリカや韓国向けの輸出についてはすべて許可が不要である。
- 第12問 技術とは、貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいう。ただし、コンサルティングサービス等の技術支援の形態は含まない。また、電子メール、ファックスによる技術提供も規制されない。
- 第13問 キャッチオール規制でのインフォーム要件とは、需要者又はその代理人から、当該貨物・技術を大量破壊兵器等の開発等に用いることとなる旨の連絡が輸出者であった場合をいう。
- 第14問 海外の自社の子会社で携帯電話を組み立てるためにリスト規制に該当する電子部品や素材を輸出する場合、民生用途に使われることが明らかなので、経済産業省への輸出許可申請は不要となる。
- 第15問 地震の救援のため、機械や器具を海外の子会社向けに輸出する場合は、リスト規制該当貨物がその中であっても、輸出許可が不要とされている。
- 第16問 横浜にある甲電機は、イギリス向けに一般包括輸出許可を適用可能なリスト規制該当貨物を輸出するにあたり、通常兵器の製造に使用される疑いがあったので、経済産業省へ届け出た。その後、経済産業省から当該輸出について異議がない旨の連絡があった場合、甲電機は、一般包括輸出許可を使用して、当該貨物を輸出できる。
- 第17問 メーカーが国内の商社経由で輸出を行う場合、輸出者である商社は、貿易に精通しているので、すべて一任することが、企業の輸出管理上、最も望ましいとされている。
- 第18問 甲は、ロシアでの商談のため、日本製のパソコンを会社にメールをする目的で携行し、持ち帰る予定である。そのパソコンが、リスト規制に非該当である場合、甲は、輸出許可を取得することなく持ち出せる。
- 第19問 第18問のパソコンにリスト規制該当のソフトがインストールされていても、自己使用目的であれば、役務取引許可は不要である。
- 第20問 ワッセナー・アレンジメント（WA）では、汎用品及び技術リスト等をほぼ毎年見直し、そのリストを公開している。輸出管理レジームは、各々ホームページを持っており、規制リストが英文で出ているので、海外のメーカーに該非を問い合わせる場合の参考になる。

- 第21問 リスト規制では、法令で定める仕様（スペック）・機能に合致した場合を該当といい、そうでない場合を、非該当という。しかし、リスト規制で非該当となっても、キャッチオール規制では該当となる場合があるので、需要者、用途の確認が必要である。
- 第22問 リスト規制該当貨物（時価200万円相当）をアメリカの大学に輸出する場合、基礎研究目的であれば、輸出許可は不要である。
- 第23問 我が国の安全保障輸出管理において、いわゆるリスト規制とは輸出令別表第1の1から15の項の貨物や外国為替令別表の1から15の項の技術を規制することを意味する。
- 第24問 ワッセナー・アレンジメント（WA）の規制リストに該当する貨物であっても、ワッセナー・アレンジメント加盟国へ輸出する場合は、経済産業大臣の輸出許可を取得する必要はない。
- 第25問 不拡散型輸出管理では、大量破壊兵器等の拡散防止の観点から問題のある輸出を規制することを目的としているので、イラン、イラク、リビア、北朝鮮への輸出についてのみチェックすればよい。

平成17年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第4回)

(STC - Associate)